

## 規制シート(様式)

190196701030001

平成28年12月6日

規制の名称	近畿圏の近郊緑地保全区域内における開発行為に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)、近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令(昭和43年政令第9号)、近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則(平成12年総理府・建設省令第8号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局まちづくり推進課 課長 望月 一範
規制目的	近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に関し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資すること。		
規制内容の概要	近郊緑地保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、府県知事への届出が必要。 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採集、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 三 木竹の伐採 四 その他、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	近郊緑地保全区域とは、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域である。 近郊緑地保全区域が開発行為によって損なわれないようにするためには、当該開発行為が近郊緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないかを知事への届出によってあらかじめ確認し、必要があると認められる場合には助言又は勧告をできるようにしておく必要があることから、当該規制を引き続き維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		